

# 令和8年度 就学援助費 申請のご案内

大津市では、大津市立小中学校、国立小中学校、県立中学校に就学するお子様がいるご家庭に対し、就学に必要な経費の一部を援助する制度を実施しています。受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。**申請書の提出は毎年必要です。**



詳細は大津市ホームページでもご覧いただけます。

## 1 対象となる世帯、申請に必要な書類

援助対象となる世帯 (①～⑩のいずれかに該当)	申請に必要な書類 (①～⑩共通 保護者名義の預金通帳の写し等口座番号等確認できるもの)
①児童扶養手当を受給している	令和7年11月以降に発行された児童扶養手当証書の写し ※3月2日から4月10日までの間に申請される場合は提出不要です。 ※児童扶養手当は主にひとり親家庭に支給されるもので、児童手当とは異なります。
②生活保護の停止又は廃止	令和7年4月以降に発行された生活保護の廃止(停止)決定通知書の写し
③市民税が非課税又は減免	個人市民税非課税証明書の原本又は個人市民税減免決定通知書の写し ※令和8年度又は令和7年度 ※小中学生を除く世帯全員分
④個人事業税が減免	個人事業税減免決定通知書の写し ※令和8年度又は令和7年度
⑤固定資産税が減免	固定資産税減免決定通知書の写し ※令和8年度又は令和7年度
⑥国民年金の掛金が免除	令和7年4月以降に発行された国民年金保険料免除承認通知書の写し ※20歳以上の世帯全員分
⑦国民健康保険料が減免(軽減は含まない)又は徴収猶予	令和7年4月以降に発行された国民健康保険料減免・徴収猶予決定通知書の写し ※小中学生を除く世帯全員分
⑧生活福祉資金貸付制度を利用	令和7年4月以降に発行された生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨職業安定所登録日雇労働者	雇用保険被保険者手帳の写し
⑩生計同一の収入が一定基準以下  ※同一生計のご家族全員の前年中の所得を審査し、認定の可否を決定します。 ※同一住居にお住まいの方は、同一世帯員として申請してください。また、父母のいずれかが単身赴任により別居している場合も、同一世帯員として申請してください。	<b>令和8年1月1日時点で大津市に住民票がある方</b> 原則、提出書類は不要です。ただし、小中学生を除く世帯全員について、必ず所得の申告をしておいてください。未申告のため審査ができない場合の申請は却下となります。  <b>令和8年1月1日時点で大津市に住民票がない方</b> 令和8年度所得証明書 ※市区町村により「所得証明書」「課税証明書」等、名称が異なります。 総収入額、総所得額、社会保険料の記載のあるものを提出してください。

●「⑩収入が一定基準以下」により審査を希望する方で、下記に該当する方のみ必要な書類

要件	必要書類
借家・県営住宅にお住まいで、審査において家賃額の控除を希望する場合	次の①②の両方 ①令和7年1月から12月までの家賃額・住所・契約者が記載された契約書等の写し ②直近の支払額の分かる領収書や通帳の写し
住民票が同一であるが、生計が別であるため、別世帯として審査を希望する場合	別生計であることの証明として、同種同月の公共料金の世帯別の領収書の写し ※電気・水道・ガス代のいずれか1つ ※令和7年1月以降のもので、各世帯それぞれ3ヶ月分
住民票が同一であるが、離婚調停・裁判中のため別世帯として審査を希望する場合	離婚手続き中であることを第三者が証明する書類の写し (例) 家庭裁判所における事件係属証明書、調停期日呼出状、調停不成立証明書、協議離婚申し入れに係る内容証明郵便謄本等の写し

●「⑩収入が一定基準以下」の申請理由で認定される世帯の収入基準額(目安)

基準額はご家族の人数や年齢等により異なるため、目安として参考にしてください。

世帯人数	家族構成	総収入額(給与所得控除前の額)
3人	父38歳・母33歳・子供9歳(小学4年生)	約390万円(社会保険料36万円)
4人	父35歳・母30歳・子供6歳・子供2歳	約440万円(社会保険料45万円)
5人	祖父69歳・祖母68歳・父45歳・母41歳・子供12歳	約500万円(社会保険料60万円)

## 2 援助の内容

費目	小学校	中学校	給付の時期（予定）
学校給食費 ※市立小中学校のみ	実費額 ※認定通知を受けるまでの間（1学期分）は一旦引落しがあります。認定の決定後、10月末に還付予定です。認定通知を受け取った後は、引落しがありません。		
学用品費等（年額）	1年生 13,230円 他学年 15,500円	1年生 25,040円 他学年 27,310円	7月末、12月末、3月末
入学準備費 新入学学用品費	57,060円 ※4月認定の1年生のみ	63,000円 ※4月認定の1年生のみ	入学準備費 3月下旬 新入学学用品費 7月末
校外活動費（宿泊あり）	上限額 3,690円	上限額 6,210円	随時（行事終了後）
通学費 ※市立小中学校のみ	実費額（公共交通機関利用者で、通学距離（片道）が小学生4km以上、中学生6km以上ある場合のみ）		10月末、3月末
修学旅行費	上限額 22,690円	上限額 60,910円	1学期実施分9月末、以後随時
体育実技用具費 ※部活動は対象外		上限額 柔道 7,650円 剣道 52,900円 スキー 38,030円	随時（用具購入後）
医療費	実費額（学校保健安全法で指定された学校病（虫歯等）のみ対象）		随時 ※別途、給付申請が必要です。

※令和7年度の金額で記載しています。援助の内容は、国の動向等により変更になる場合があります。

## 3 申請の手続き

申請期間	認定時期	通知	注意事項
令和8年3月2日(月)から4月10日(金)まで	4月から認定	7月中旬	3月2日以降、随時受け付けます。認定開始月は受付翌月となります。
令和8年4月11日(土)から5月1日(金)まで	5月から認定	7月中旬	
毎月2日から翌月1日まで	翌月から認定	翌月	
提出方法			
<p>①在籍する小中学校、支所、学校教育課（平日9時～17時受付）へ提出 ※申請書は3月1日に各受付場所に設置します。 ※お子様を通じてではなく、保護者の方が直接提出してください。</p> <p>②特定記録郵便 ※消印日が申請日となります。申請の有無を確実にするため、郵便記録を必ず保管してください。</p>			

### 注意事項

- ①4月11日以降も随時申請は可能ですが、新入学学用品費は受給できません。  
新入学学用品費の受給を希望される方は、必ず4月10日(金)までに申請してください。
- ②修学旅行費の受給は旅行実施月に認定されている方に限られます。受給を希望される方は、必ず旅行実施の前月までに申請してください。
- ③令和8年度の所得証明書（課税証明書、非課税証明書）は、令和8年1月1日時点の住所地の住民税担当課において、令和8年6月から取得できるようになります。これらの証明書を提出する必要がある方で、5月31日(日)までに申請する場合は、申請書のみ事前に提出し、証明書は6月12日(金)までに提出してください。

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市教育委員会 学校教育課 学事グループ TEL528-2967